

昭和タクシーケアステーション孫の手 指定居宅介護事業運営規程

令和6年3月1日

(事業の目的)

第1条 昭和タクシー株式会社が開設する昭和タクシーケアステーション孫の手(以下「事業所」という。)が行う障害者自立支援法(以下「法」という。)に基づく指定居宅介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適正に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法律等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 昭和タクシーケアステーション孫の手
- 2 所在地 福島県二本松市成田町一丁目 753-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤職員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上(常勤職員) 従業者兼務
サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。
- 3 従業者 20名以上(常勤職員及び非常勤職員)
従業者は、居宅介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。
事務職員 2名(訪問介護員と兼務)
- 4 事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日 ただし元旦は除く
通院にかかる送迎については通年営業とします。
- 2 営業時間 6時から21時
- 3 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護 ② 排泄の介護 ③ 入浴の介護 ④ 通院介助 (身体介護を伴う場合) ⑤その他日常生活を営むために必要な身体介護
- 3 通院等乗降介助
- 4 家事援助等に関する内容
 - ① 調理 ② 洗濯 ③ 掃除 ④ 通院介助 (身体介護伴わない場合)
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- 5 生活等に関する相談及び助言
- 6 削除
- 7 その他の生活全般にわたる援助

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者 (以下、「支給決定障害者等」という。) から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際に、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額ほか厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収することができる。
 - ① 二本松市の内旧二本松市と旧安達郡安達町の地域に在住の方は無料
 - ② ①以外の地域の方は、境界線から片道 1Km 毎に 200 円
 - ③ 居宅サービスの場合は、境界線より片道 1Km 毎に 15 円のガソリン代を請求
- 4 サービス提供中の報酬不算定時間や通院等乗降介助での移動時間に対しては下記の時間制料金の支払いを受けるものとする。

報酬不算定時間	10分未満	20分未満	30分未満	40分未満
料金制時間	600円	1200円	1800円	2400円

- 5 事業所は、前三項及び四項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。
- 6 事業所は、前三項及び四項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は次のとおりとする。

二本松市の内、旧二本松と旧安達

(緊急時における対応)

第9条 事業所の従業者は、指定居宅介護の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の借置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な借置を講ずる。

(苦情解決・ハラスメント処理に関する事項)

第 10 条 提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 1 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの訪問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規程により行う調査又は、あっせんのできる限り協力するものとする。
- 3 事業所は、サービス提供に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、従業者の就業環境を害されることを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のために借置に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、事業者に対し研修を実施する等の借置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画に関する事項)

第 12 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護事業の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理に関する事項)

第 13 条 感染症の予防及びびまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 2 回
 - (1) 訪問介護の接遇に関する研修を年 1 回
 - (2) 虐待防止に関する研修を年 1 回
 - (3) 権利擁護に関する研修を年 1 回
 - (4) 認知症ケアに関する研修を年 1 回
 - (5) 介護予防に関する研修を年 1 回
 - (6) 感染症に関する研修を年 1 回 以上

- 1 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保持しなければならない。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は昭和タクシー株式会社と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利益供与の禁止)

第 15 条 事業者は他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 1 事業者は他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。